

会 員 各 位

日本液化石油ガス協議会

新型コロナウイルス感染症に伴う、液石法等に基づく  
講習の期間の延長について（お知らせ）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊協議会のためのご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、令和2年3月17日付けで公布、施行されましたのでお知らせいたします。  
詳細については下記の経産省ホームページをご参照ください。

つきましては、関係者に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

記

**1. 改正の概要（主なもの）**

**○液石法関連**

**(1) 業務主任者講習**

- ①講習を受講させなければならない期間が令和2年3月31日に終了する者（②を除く）は、1年間期間を延長
- ②選任の日から6月以内に講習を受講させなければならない者の内、令和2年2月1日から6月30日までに当該講習受講期間が終了する者は、6月間期間を延長

**(2) 充てん作業員再講習**

講習を受講しなければならない期間が令和2年3月31日に終了する者は、1年間期間を延長

**(3) 液化石油ガス設備士講習**

講習を受講しなければならない期間が令和2年3月31日に終了する者は、1年間期間を延長

**○特監法関連**

**(4) ガス消費機器設置監督者再講習**

講習を受講しなければならない期間が令和2年3月31日に終了する者は、1年間期間を延長

**○高圧法関連**

**(5) 保安係員及び保安主任者講習**

- ①講習を受講させなければならない期間が令和2年3月31日に終了する者（②を除く）は、1年間期間を延長
- ②選任の日から6月以内に講習を受講させなければならない者の内、令和2年2月1日から6月30日までに当該講習受講期間が終了する者は、6月間期間を延長

**(6) 保安企画推進員講習**

- ①講習を受講させなければならない期間が令和2年3月31日に終了する者（②を除く）は、1年間期間を延長
- ②選任の日から6月以内に講習を受講させなければならない者の内、令和2年2月1日から6月30日までに当該講習受講期間が終了する者は、6月間期間を延長

**2. 経産省ホームページ掲載アドレス**

○改正について掲載されているホームページ（経産省ホームページ内）

（液石法関連）

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2020/03/20200317-03.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/03/20200317-03.html)

（特監法関連）

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2020/03/20200317-02.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/03/20200317-02.html)

（高圧法関連）

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2020/03/20200317\\_1.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/03/20200317_1.html)

以 上

発信手段：Eメール

担当者：飯田、高木